項番	項目	質疑	回答	提出書類
16	国内居住要件	海外に留学している子に配偶者が同行しています。認定取消をしなければなりませんか。	国外に留学する学生は、「国内居住要件の例外」に該当します。また配偶者はその帯同者となり、どちらも認定取消の必要はありません。	—
17	国内居住要件	母は日本に住民基本台帳に住民登録(住民票)がありませんが、日本の保険医療機関に入院しています。 被扶養者証(健康保険証)を使用してはいけませんか。	2020年4月1日から、「国内居住要件」が追加されましたが、2020年3月31日以前から2020年4月1日以降も引き続き国内の保険医療機関に入院中の方は、被扶養者として被扶養者証は使用できます。 ただし、退院した日の翌日をもって認定取消の手続きをお願いいたします。	—
18	調査対象期間認定	2022年途中に認定された被扶養者の所得証明書に、認定日以前の収入が記載されています。	2022年途中に認定された場合、認定日以降の状況がわかるものをご提出ください。	令和5年度 所得証明書(写)の余白へ下記を記入し、提出してください。 ①認定日以降の月額の収入等 ②申立日 ③記名
19	提出期限	10月23日(月)提出期限までに資料のすべてを揃えて提出することができません。	提出期限までにすべてを揃えることができない場合は、「共済組合員調書」の通信欄に「提出書類」欄の①～③を記入の上、「共済組合員調書」と「揃っている確認資料」を提出期限までに提出してください。 ※遅れる確認資料は準備出来次第、速やかにご提出ください。	・共済組合員調書 ①提出が遅れる確認資料名 ②提出が遅れる理由 ③提出予定月日
20	新型コロナウイルス	新型コロナウイルスの影響により、一時的に給与収入が増加し、130万円を超えてしまいそうです。	2022年中の収入が増加したのは、一時的であることを確認します。 被扶養者の勤務先へ、給与等証明書のA欄を証明いただくよう依頼してください。	・給与等証明書_様式1
21	新型コロナウイルス	新型コロナウイルスワクチン接種業務に携わっていました。何を提出したらいいですか。	ワクチン接種業務を行う事業者・雇用主(市区町村、医療機関等)から発行(証明)を受け、提出してください(共済組合員ホームページからダウンロードできます)。	・新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した際の収入に係る申立書
22	認定取消手続き	被扶養者は先日就職したため、認定取消の手続を行う予定です。資格確認の書類を提出する必要はありますか。	必要です。共済組合員調書の設問1の「□はい」にチェックし、「【取消用】被扶養者申告書送付(予定)日」を記入、2ページ目に署名の上、同封の返信用封筒で提出してください。 なお、認定取消の手続は忘れずに行ってください。 (3ページ参照)	・共済組合員調書

共済組合ホームページ　郵政共済　資格確認

スマートフォンにも対応しています

お問い合わせ先コールセンター　TEL **0120-97-8484**　(無料通話)土日祝日を除く 9:00～18:00

2023年度「被扶養者資格確認」実施のてびき

はじめに

被扶養者資格確認とは、保険給付の適正化を目的に、国家公務員共済組合法等に基づき、日本郵政共済組合の被扶養者として認定した方が、引き続き要件を欠いていないかを確認する大切な調査です。

本調書を受け取られた方は必ず共済組合員調書及び確認資料等を揃えて、下記提出期限までにご提出ください。

組合員の皆様にご負担いただいている掛金等を適正に使用するためにも、公平かつ厳正な確認にご理解とご協力をお願いいたします。

なお、日本郵政グループ各社が実施している扶養手当監査と被扶養者資格確認は、異なるものです。

概　要

対象者

2023年9月1日現在において認定されている被扶養者を有する組合員

ただし、次の被扶養者は組合員のセルフチェックとし、今回の確認資料提出を省略します(「共済組合員調書」2ページ参照)。

- 2023年9月1日までに認定取消の申告を共済組合で受け付けている方
- 扶養手当受給を会社提供の扶養親族データで確認できた方
- 2023年に被扶養者認定された方
- 18歳未満の方

(!) 「共済組合員調書」の提出は、全員必須です。

調査対象期間

2022年1月1日から同年12月31日まで

ただし、次の被扶養者は日本郵政共済組合に認定された日から2022年12月31日までが調査対象です。

- 調査対象期間(2022年)中に認定された被扶養者
- 協会けんぽから2022年10月1日付で日本郵政共済組合に加入した組合員の被扶養者

調査方法

「日本郵政共済組合被扶養者認定基準」改定(2023年2月1日付)前の基準

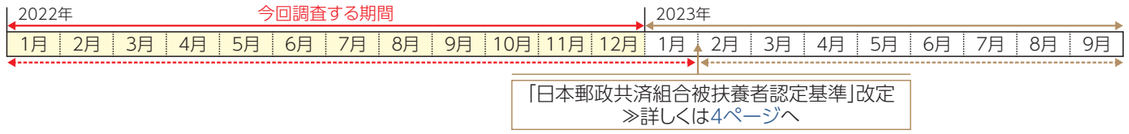

提出書類

- **共済組合員調書**
- **被扶養者の収入及び生計維持の状況を確認できる証明書(確認資料)**

被扶養者によって確認資料が異なります。同封の共済組合員調書と **手続ガイド** をご覧ください。

提出期限

2023年10月23日(月) 消印有効

確認に必要な「共済組合員調書」及び資料等を提出されず資格確認が完了しない対象被扶養者は、組合員被扶養者証(保険証)を無効とし、かつ「日本郵政共済組合被扶養者認定基準」第18条及び第19条に基づき、当共済組合の職権で被扶養者の認定を取り消すことがありますので、ご承知おきください。

資格確認は、国家公務員共済組合法等の法令等に基づき、毎年実施しています。また本調査は、被扶養者の認定要件を欠いている可能性がある事実を中心に確認をしているものであり、認定要件を備えていることを保証するものではありません。認定要件を備えていない事実がある場合には、組合員は遅滞なくその事実を申告する義務があります(認定要件を欠いていないかは5ページの「被扶養者認定の基礎知識」及び共済組合員調書2ページの「取消要件のセルフチェック」を行って確認してください)。

同封しているもの

1 共済組合員調書
2 手続ガイド
3 2023年度「被扶養者資格確認」実施のてびき
4 2022年 給与等証明書_様式1
5 送金状況確認書_様式2
6 【取消用】被扶養者申告書
7 返信用封筒

共済組合員調書

共済組合員調書1ページの案内のとおり、進めてください。

(1)勤務先・昼間連絡先TELを記入してください。「同意事項」への署名は必須です。

2ページ

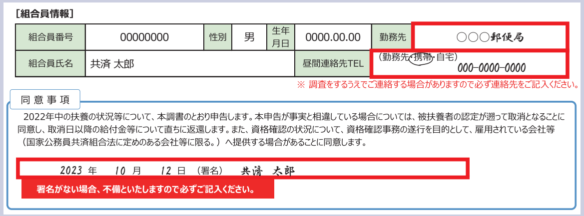

朱書きで訂正

フリガナ	キョウサイ ヨシコ リョウコ	生年月日		
被扶養者氏名	共済 良子	1990年1月1日		
続柄	妻	性別	女	扶養手当受給 無

印字内容に変更や訂正がある場合、記入例のように記入し、届出書等を提出してください（手続ガイド 2ページ参照）。

(2) 手続ガイド を参照して 1 から各設問の該当するものに☑チェックし、○がついた書類を提出してください。

3,4ページ

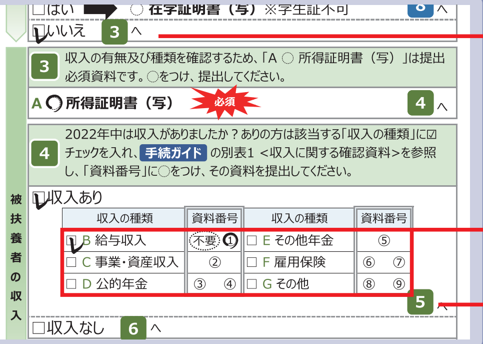

◆設問 2 でいいえに☑チェックが入る方は、3 へ進みます。
A「所得証明書(写)」が必須書類です。
○をして 4 へ進みます。

手続ガイド に収入に関する確認資料を掲載しています。
◆確認の上、該当する資料を提出してください。
(例の場合は「2022年 給与等証明書_様式1」)
◆次(下)の設問へ順に 8 あるいは 9 まで進みます。
(例の場合は 5 へ進みます。)

主な確認資料 2022年中に認定された被扶養者は、認定日以降が調査対象です(P8 Q&A 18参照)

在学証明書 取得先:就学先

2022年中に学生で、生年月日が2000年4月2日以降であれば、在学証明書の提出で収入と生計維持の確認資料を省略します。

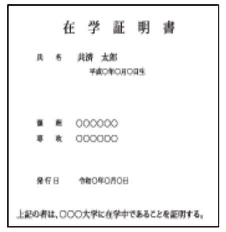

令和5年度所得証明書 取得先:市区町村役場

2022年の収入の種類を確認し、提出していただく書類を把握します(源泉徴収票では代用できません)。

在学証明書で収入確認を省略できる被扶養者以外は全員必須資料です。

※無収入の方は収入が無いことを確認します。

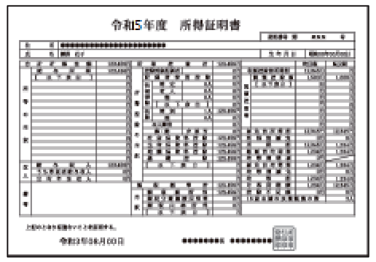

2022年 給与等証明書_様式1 取得先:同封

2022年に給与収入があった方に提出していただきます。
勤務先に記入を依頼してください。

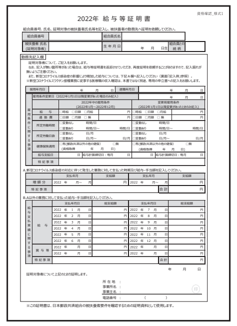

年金振込通知書 取得先:お手元、年金支払元

2022年6月に発行された通知書(写し)をご提出ください。

※遺族年金・障害年金・企業年金等も、受給している場合はご提出ください。

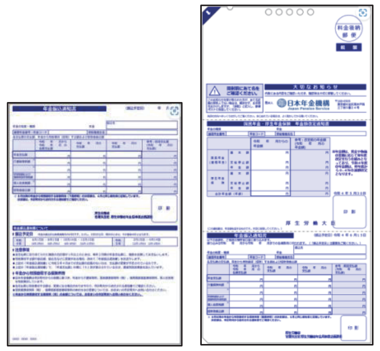

令和4年分 確定申告書 取得先:お手元、税務署

自営業収入、株、不動産収入等があった方の収入金額を確認します。

「収支内訳書」、「青色申告書」を含む全ての書類を提出。

※共済組合で経費とするもの
売上原価、人件費、地代家賃(自宅と事務所が異なる場合)、種苗、肥料、小作料・賃借料(農業収入の場合)

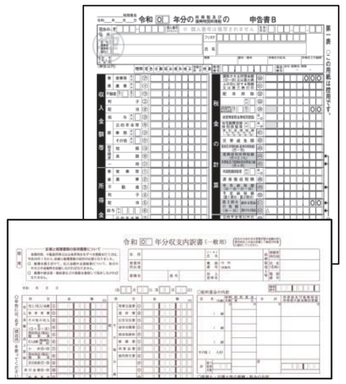

住民票 取得先:市区町村役場

組合員と2022年中は同居していた、あるいは、別居していたが、現在同居している場合に提出が必要です。

- 3か月以内に取得されたもの
- 続柄の記載があるもの
- マイナンバー・本籍を省略
- 世帯全員の記載があるもの

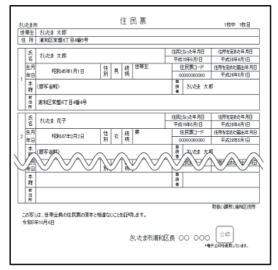

送金状況確認書_様式2 及び 送金の証明書類 取得先: 同封 お手元

別居している調査対象者の生計を組合員が維持しているか確認します。

組合員と2022年中に別居していた期間がある場合、送金状況確認書_様式2に調査対象者への送金について記入し、送金が確認できる資料※と併せて提出してください。

※通帳(写)、利用明細書(写)、送金額や振込人・受取人が記載された書面 等

※通帳(写)は、送金者と金額を確認しますので、表紙と金額面ともにコピーしてください。

送付について

記入済みの共済組合員調書と確認資料を同封の返信用封筒で送付してください。

共済組合員調書
全員提出！

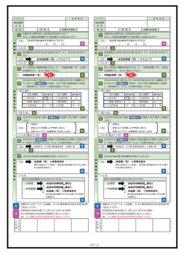

確認資料
所得証明書、住民票 等

返信用封筒
※同封しています。

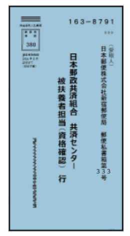

送付先 〒163-8791 日本郵便株式会社新宿郵便局 郵便私書箱333号
日本郵政共済組合共済センター 被扶養者担当(資格確認) あて

2023年10月23日(月) 消印有効

被扶養者の要件を欠いていることが判明した場合

①共済組合員調書に署名、設問1の「はい」に✓チェックをいれ、送付日を記入して上記のとおり返送(確認資料は不要)
②別便で【取消用】被扶養者申告書を要件を欠いた日が確認できる資料とあわせて次のとおり送付してください。

【取消用】被扶養者申告書

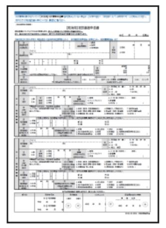

確認資料
【取消用】被扶養者申告書裏面を参照

組合員被扶養者証(保険証)等

封筒
※ご自身でご用意ください。

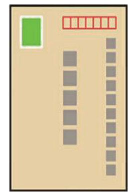

送付先 〒330-9793 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1
日本郵政共済組合共済センター 被扶養者担当 あて

取消要件に該当したことが判明次第、速やかに提出

新型コロナウイルス感染症の特例について

新型コロナウイルス感染症の対応により、収入が一時的に増加した被扶養者について

2022年の収入が、昇給又は恒久的な勤務時間の増加を伴わない一時的な事情等によりその期間のみ上昇し、結果的に向こう一年の収入が130万以上となった場合は、原則として被扶養者の認定を遡って取り消しません。

対象者	新型コロナウイルス感染症の対応により発生した業務のため、一時的に収入が増加した被扶養者
対象の収入	2022年中の新型コロナウイルス感染症の影響により発生した業務で一時的に増加した収入
被扶養者の資格確認に提出する資料	・2022年 給与等証明書_様式1 一時的に収入が増加したことを確認するため、被扶養者の勤務先へ証明を依頼してください。

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した際の収入について

医療職がワクチン接種業務に従事したことによる給与収入は、臨時の特例的な取扱いとして、収入確認の際の収入には算定しません。

対象者	ワクチン接種業務に従事する医療職(医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び救急救命士) ※ワクチン接種会場の受付、医療機関の受付等で従事された場合は、特例措置の対象ではありません。
対象の収入	2022年中のワクチン接種業務に対する賃金
被扶養者の資格確認に提出する資料	・新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した際の収入に係る申立書 ワクチン接種業務を行う事業者・雇用主(市区町村、医療機関等)へ発行(証明)を依頼してください (共済組合ホームページからダウンロードできます)。

新型コロナウイルスワクチン接種業務に係る収入を除外しても、なお、年間収入見込みが130万円以上となる場合などにおいては、被扶養者から外れることもあります。また、被扶養者の要件は収入要件だけではないため、その他の要件を満たしていないことにより、被扶養者から外れることもあります。

「日本郵政共済組合被扶養者認定基準」の改定について

2023年2月1日以降は、改定後の認定要件に変わります。

「国家公務員共済組合法等の運用方針」の改正により、被扶養者の認定について、取扱方法が変更されました。
それに伴い2023年2月1日付で「日本郵政共済組合被扶養者認定基準」を一部改定、また条文を新設しています
(詳細は共済組合ホームページをご覧ください)。

改定に伴う主な変更事項

確認項目	変更前		変更後	
組合員による生計維持	・別居している場合 被扶養者の月収入額以上の口座間送金 (被扶養者の収入が5万円／月を下回る場合、最低5万円／月)		・組合員と同一世帯に属している場合 被扶養者の収入が組合員の年間収入の2分の1未満 ・組合員と同一世帯に属していない場合 組合員からの援助に依る収入額より被扶養者の収入が少ない ※別居している場合、被扶養者の年間収入額以上の口座間送金	
収入基準	公的年金受給なし	年額:130万円未満 月額:108,334円未満 日額:3,612円未満	60歳未満	年額:130万円未満 月額:108,334円未満 日額:3,612円未満
	60歳以上で公的年金受給あり又は障害年金受給あり	年額:180万円未満 月額:150,000円未満 日額:5,000円未満	60歳以上又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者	年額:180万円未満 月額:150,000円未満 日額:5,000円未満

今年度資格確認は2022年中が調査対象ですので、改定前の認定基準に基づいて調査します。
2023年2月以降に改定後の認定基準で認定要件を欠いていることが判明した場合には、速やかに取消の手続きをしてください。

【個人情報の取扱いについて】
・日本郵政共済組合へ提出いただいた個人情報は、被扶養者の認定、認定取消及び資格確認並びにこれら手続に関する未提出者の情報を組合員が雇用されている会社等(国家公務員共済組合法に定めのある会社等に限る。以下「会社等」という)へ提供する場合等、その目的達成に必要な範囲で利用します。
・未提出者の情報は、上記目的達成に必要な範囲内で会社等へ書類の送付若しくは電子的または電磁的な方法等により提供します。組合員から日本郵政共済組合に対して、上記情報の提供を停止する申出があった場合、情報の提供を停止します。その場合、組合員から情報提供停止の申出を受ける前に会社等に提供された情報は、以後も会社等にて利用することがありますので、あらかじめご了承ください。当該情報に関しては会社等において、目的外利用禁止や情報漏洩防止等に十分留意したうえで厳正に管理します。

被扶養者認定の基礎知識

被扶養者とは

「主として組合員の収入によって生計を維持」しており、共済組合が被扶養者として認定した方です。続柄によっては同一世帯に属する必要があります。被扶養者の範囲は下図の三親等内の親族です。(国家公務員共済組合法等で定められ、会社の扶養手当の対象や税法上の扶養親族とは異なります。)

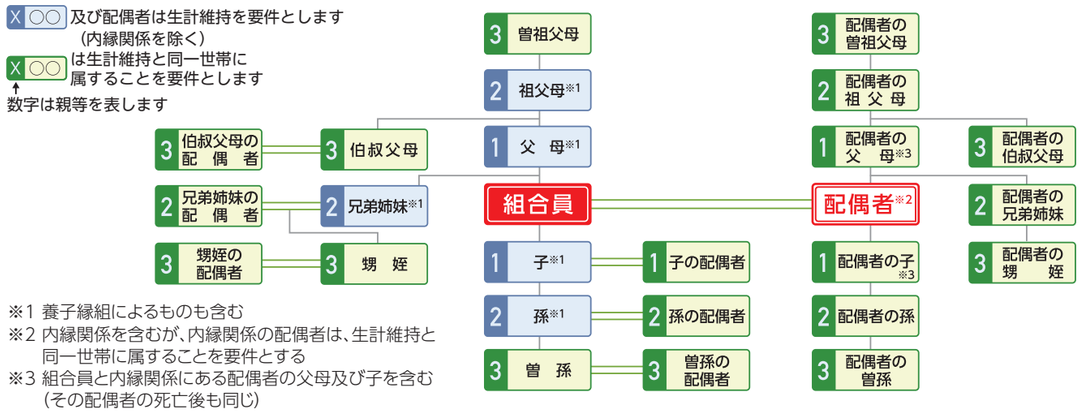

※1 養子縁組によるものも含む
※2 内縁関係を含むが、内縁関係の配偶者は、生計維持と同一世帯に属することを要件とする
※3 組合員と内縁関係にある配偶者の父母及び子を含む(その配偶者の死亡後も同じ)

被扶養者として認められない人
- 共済組合の組合員　● 健康保険の被保険者(任意継続組合員を含む)
- 健康保険法第3条第2項に規定する被保険者
- 後期高齢者医療制度の被保険者(75歳以上の者及び65歳～74歳で障害認定を受けた人で希望する者)
- 船員保険の被保険者

「主として組合員の収入によって生計を維持」されているとは

次の❶❷❸のすべてを満たしていることが判断目安となります。(今回の資格確認では2022年中を確認します)

❶ 被扶養者の収入が基準額未満であること

・60歳未満 ・60歳以上で公的年金を受給していない	年収130万円 (月額108,334円)
・60歳以上で公的年金を受給している ・障害年金を受給している	年収180万円 (月額15万円)

収入とは、退職手当等の一時的なものを除き、給与収入(通勤手当等各種手当、賞与を含む)、事業収入、年金、失業給付、傷病手当金、株の運用収入、利子収入を含むあらゆるものを指します。
また、複数の収入がある場合は合算します。

❷ 別居※の場合、継続して送金していること(※同一世帯に属することを要件とする親族の被扶養者を除きます)

被扶養者の毎月の収入額以上の口座間送金が必要です(被扶養者の収入が月額5万円を下回る場合は最低月額5万円)。

・資格確認等の調査では次の書類で送金を確認します。
通帳(写)、利用明細書(写)、送金額と受取人・振込人の記載がある資料　等

・確認内容
毎月の送金の証跡(一括、賞与時のみ、年間数回、手渡しなどは認められません。)
振込人が組合員であり(本人名義以外は不可)かつ受取人が対象被扶養者であること

❸ 組合員の収入が共同扶養者の収入より上回っていること

共同扶養者とは、「共同扶養者となりえる者」のうち、被扶養者を組合員と共に扶養するべき者をいいます。

ただし、共同扶養者となりえる者が組合員の被扶養者の場合には、共同扶養者には該当しません。
また、被扶養者が組合員の配偶者ではない場合で、その被扶養者に配偶者がいれば、共同扶養よりも夫婦相互扶助が優先されます。

被扶養者の続柄	主な共同扶養者となりえる者
子	組合員の配偶者
父または母	父または母の配偶者、父または母と同居している組合員の配偶者 組合員の兄弟姉妹
祖父または祖母	祖父または祖母の配偶者、組合員の父・母・兄弟姉妹・配偶者
義父または義母	義父または義母の配偶者、組合員の配偶者とその兄弟姉妹
孫	孫の父母、組合員の配偶者

資格確認に関するQ&A

項番	項目	質疑	回答	提出書類
1	扶養手当	共済組合員調書の扶養手当受給欄が「無」になっていますが、扶養手当をもらっています。所得証明書等の確認資料を提出しなくてもよいですか。	2022年中に扶養手当の対象となっていたことを客観的に確認できる資料を提出すれば、所得証明書等の確認資料の提出は不要です。 共済組合員調書の扶養手当受給欄を「有」に訂正して提出してください。	どちらか1つを提出してください。 ・扶養手当認定簿(写) ・所属会社(給与担当者)が当該事実を証明したもの
2	所得証明書	所得証明書の代わりに源泉徴収票や非課税証明書、市民税決定通知書でもよいですか。	それらの書類は、一部の記載項目が省略されているため、代替書類とすることはできません。 所得控除前の収入の有無と種類を確認するために必要ですので、所得証明書(又は課税証明書)を提出してください。	・令和5年度　所得証明書(写)
3	所得証明書	●収入がない(少ない)ため「所得証明書」を出せないと言われました。 ●事業収入があるが、少額なため、申告不要と言われた。確定申告書も提出できません。	収入がない(少ない)場合でも、そのことがわかる書類を発行してもらうよう、市区町村役場でご相談ください。	・発行された書類余白へ下記を記入し、提出してください。 ①所得証明書等を提出できない理由 ②日付(記入日) ③組合員番号及び組合員氏名
4	給与等証明書	被扶養者が既に勤務先を退職したため、給与等証明書が提出できません。	通勤費等の非課税給与も含めた収入や雇用条件等を把握するために必要な資料です。 支払元が存在していないという止むを得ない事情を除き、被扶養者の勤務先に依頼の上、必ず提出してください。	・給与等証明書_様式1 会社の倒産等で支払元が存在しない場合にはお問い合わせ先コールセンターまでご相談ください(8ページ参照)。
5	給与等証明書	妻には給与収入が年間65万円あります。ほかに不動産収入も年間60万円ありますが、給与等証明書の提出は必要ですか。	必要です。所得証明書の給与収入が70万円未満で給与等証明書_様式1を省略できるのは、2022年の収入が給与収入のみであり、2022年1月1日～12月31日まで1年を通して当共済組合の被扶養者だった方です。	・2022年 給与等証明書_様式1 ・給与収入以外の収入に関する確認資料
6	年金	2022年の「年金振込通知書」を紛失してしまったようです。	年金の支払元(日本年金機構、共済組合、厚生年金基金等)に再発行を依頼してください。 再発行できない場合は、「提出書類」欄の資料を代替書類とすることができます。	<再発行できない場合> ・公的年金等源泉徴収票 または、以下①～④ ①年金証書(写) ②2022年中の年金振込が確認できる通帳(写) ③2023年の年金振込通知書(写) ④「確認資料の提出に関する申立書」(ホームページに掲載)
7	送金額	2022年は、別居している母へ生活費として毎月3万円程を送金していました。	送金は対象被扶養者の毎月の収入額以上の送金額(収入が5万円を下回る場合は最低5万円/月)が必要なので、被扶養者の要件を満たしていません。 認定取消手続をしてください。	・【取消用】被扶養者申告書 ・確認資料 (【取消用】被扶養者申告書の裏面参照)

項番	項目	質疑	回答	提出書類
8	送金方法	子と別居しているが近くにいるため、生活費は手渡しをしています。	送金の証跡を残す必要があるため手渡しは認められません。 送金方法は口座間送金に限ります。 「送金状況確認書_様式2」に、生活費を手渡ししている状況を詳細に記入し、組合員調書とともに提出してください。状況確認のうえ、別途必要な資料等をご案内します。	・送金状況確認書_様式2
9	送金方法	扶養している家族(配偶者と子供)と別居しています。生活費は、配偶者へまとめて送金していますが、配偶者と子供それぞれの口座への送金が必要ですか。	被扶養者それぞれの口座へ送金が必要です。 ただし、扶養している家族同士が同居している場合は、一人の口座へまとめて送金しても差し支えありません。	・送金状況確認書_様式2 ・送金が確認できる資料
10	単身赴任	単身赴任をしています。送金を要さない特例として、単身赴任手当の支給実績がわかる給与明細書は、直近のでよいですか。	2022年中に手当が支給されたすべての月の給与明細書を提出してください。	・給与明細書(写) 2022年中に単身赴任手当が支給されていたすべての月分
11	世帯分離	両親を扶養しています。同居し生活を共にしていますが、住民票上は世帯分離をしています。何を提出すればよいですか。	それぞれの世帯における住民票の住所が枝番まで同一であれば、同居とみなします。	・それぞれの世帯における世帯全員の住民票(写)※マイナンバーと本籍の記載がないもの ・生計同一に関する申立書(ホームページに掲載)
12	学生	2022年中は学生でした。「在学証明書」を提出すればよいですか (2023年に卒業された方は項番14参照)。	「学校教育法第1条」に規定されている学校 ※及び修業期間が1年以上の専修学校、専門学校であれば、「在学証明書」を提出してください。 ※高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校(一部抜粋) ※夜間部や通信制は「学校教育法第4条」に規定されているため在学証明書は認められません。	・在学証明書
13	学生	学校が休業中で「在学証明書」が取得できません。代わりに「学生証(写)」でもよいですか。	「学生証(写)」では、2022年中に在学していたことが確認ができません。学校へ郵送で取得することが可能か、ご相談してください。	・在学証明書
14	学生	子どもが今年3月に高校を卒業し、4月に大学へ進学しました。現在通っている大学で在学証明書を取得すればよいでしょうか。	2022年中在学していたことを確認しますので、2023年3月に高校を卒業したことがわかる資料を提出してください。	どちらか1つを提出してください。 ・卒業証明書 ・卒業証書(写)
15	海外居住	被扶養者は2022年中は海外にいたので所得証明書(または課税証明書)が交付されません。 何を提出したらよいですか。	「提出書類」欄の①～④の資料とそれを和訳したものを提出してください。	①確認資料の提出に関する申立書 ②海外に居住していた期間が確認できる資料(留学の場合は留学先の在学証明でも可) ③送金状況確認書_様式2 及び 送金が確認できる資料 ④収入が確認できる資料(収入がある場合)